E　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該市町村の額に1.016を乗じて得た額

F　地方税法附則第5条の4及び第5条の4の2の規定に基づく当該年度の5月末現在における市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した額

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c／d）／125.715

［略］

二　前年度における分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得及び商品先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

G × 0.73575 − H × 0.73575

［略］

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

（A × α + B）× 0.75

算式の符号

［略］

α　1.07

［二・三　略］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第三十一条　固定資産税の基準税額は、土地に係る基準税額、家屋に係る基準税額及び償却資産に係る基準税額の合算額とする。

2　土地に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

［｛（A_1 × B_1）+（A_2 × B_2）+（A_3 × B_3）+（A_4 × B_4）+（A_5 × B_5）− C｝× 0.014 − D −（E − F + G + H）］× 0.7365

算式の符号

［略］

C　地方税法第351条の規定に該当する法定免税点未満のものの額並びに同法第349条の3第10項、第12項、第19項、第22項、第23項、第26項、第31項及び第34項、第349条の3の2並びに第349条の3の3の規定並びに附則第15条第13項、第19項、第22項、第23項、第26項及び第42項、第15条の2第2項、第15条の3第1項、第29条の

E　市町村税課税状況調第12表の表側「市町村民税」のうち「合計」、表頭「税額控除額」のうち「調整控除額」欄の当該市町村の額に1.013を乗じて得た額

F　地方税法附則第5条の4及び第5条の4の2の規定に基づく当該年度の5月末現在における市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額として総務大臣が調査した額

α　次の算式によつて算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（c／d）／124.929

［同左］

二　前年度における分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等、上場株式等の配当所得及び商品先物取引に係る雑所得等に係る過大算定額又は過少算定額

次の算式によつて算定した額

算式

G × 0.731 − H × 0.731

［同左］

4　法人税割に係る基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。ただし、当該合算額が負となる場合には、当該合算額は零とする。

一　当該年度に係る額

次の算式によつて算定した額

算式

（A × α + B）× 0.75

算式の符号

［同左］

α　0.94（ただし、熊本市にあつては0.89）

［二・三　同上］

（固定資産税の基準税額の算定方法）

第三十一条　固定資産税の基準税額は、土地に係る基準税額、家屋に係る基準税額及び償却資産に係る基準税額の合算額とする。

2　土地に係る基準税額は、次の算式によつて算定した額とする。

算式

［｛（A_1 × B_1）+（A_2 × B_2）+（A_3 × B_3）+（A_4 × B_4）+（A_5 × B_5）− C｝× 0.014 − D −（E − F + G + H）］× 0.73575

算式の符号

［同左］

C　地方税法第351条の規定に該当する法定免税点未満のものの額並びに同法第349条の3第10項、第12項、第19項、第22項、第23項、第26項、第31項及び第34項、第349条の3の2並びに第349条の3の3の規定並びに附則第15条第13項、第19項、第22項、第23項、第26項及び第45項、第15条の2第2項、第15条の3第1項、第29条の